

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第426号

平成28年4月22日

30年保存（口訓）

本 部 長

（沿革：令和2年3月24日生企発第202号改正、令和5年3月1日生企発第953号改正）

火薬類取締法令事務取扱要領の制定について（通達甲）

火薬類取締法令事務取扱規則（昭和36年公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）及び高知県警察火薬類取締法令事務取扱規程（昭和36年11月本部訓令第9号。以下「訓令」という。）の運用については、「火薬類取締法令事務取扱要領の制定について（例規）」（平成18年1月4日生環発第2号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、規則及び訓令の運用に関し別添のとおり「火薬類取締法令事務取扱要領」を定め、平成28年4月28日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

火薬類取締法令事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、火薬類取締法令事務取扱規則（昭和36年公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）及び高知県警察火薬類取締法令事務取扱規程（昭和36年11月本部訓令第9号。以下「規程」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 運搬関係

1 火薬類運搬届の受理

火薬類運搬届の受理に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「府令」という。）第2条第1項に規定する届出書（以下「運搬届」という。）の届出義務者は荷送人であるが、具体的な運搬計画の策定等を考慮し、運送人が荷送人の代理人として火薬類の運搬の届出を行うことを認めること。
- (2) 府令第2条第1項に規定する運搬計画表（以下「運搬計画表」という。）は、火薬類の運搬の基礎となるものであることから、受理に当たっては慎重に検討し、運行時間、積載数量等に無理がいくことのないよう指導するとともに、鉄道による運搬を行う場合の到着駅以降の陸上運搬区間等その計画の確定し難い部分については、記載がなくてもこれを認めること。
- (3) 自動車等により大量の火薬類を運搬する届出があった場合において、鉄道又は船舶により運搬する方が安全かつ適切であると認められるときは、鉄道又は船舶により運搬するよう指示すること。
- (4) 府令第2条第2項に規定する届出期間は、特別な事情がある場合であつて、当該届出の証明に関する事務に支障がない場合に限り、荷送人の利便を考慮し、その期間の短縮を認めること。
- (5) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する運搬証明書（以下「証明書」という。）は、原則として一運搬ごとに1枚を交付するものとし、運搬の形態に応じて複数必要となる場合は、必要数を交付すること。ただし、証明書の発行枚数にかかわらず、当該証明書の交付手数料は、火薬類の運搬の届出1件に対して徴収すること。
- (6) 証明書の交付番号は、高知県警察公文書管理規程（令和2年3月本部訓令第5号）別表第5の所属別略号を冠した年ごとの一連番号とすること。
- (7) 証明書の交付を受けた者に対しては、原則として運搬開始前に、府令第3章に規定する技術上の基準等について確認すること。この場合において、当該確認を行う場所は、出荷場所その他安全な場所を選定すること。

- (8) アジ化鉛、ニトログリセリン、ニトログリコール等運搬に適しない極めて鋭敏な火薬類の運搬の届出があったときは、当該運搬を行わないよう指導すること。
- (9) 残火薬類を復路運搬する場合は、予想される状況について、運搬計画表の摘要欄又は別紙に記入するよう指導すること。
- (10) 次に掲げる要件を満たす火薬類の運搬については、おおむね2週間を限度として、一括して届け出ることを認めること。ただし、火薬類製造所から火薬庫へ毎日定期運搬を行う際に、一部一般道を通過するために届け出るなど特別な場合は、おおむね1か月を限度とする。
 - ア 運搬計画が具体的に策定できる範囲のものであること。
 - イ 火薬類の種類及び数量並びに運搬の時間帯及び経路が一定で、反復運搬（毎日）するものであること。
 - ウ 1回の運搬に使用する車両が2台以内であること。
 - エ 運搬車両並びに運搬に従事する荷送人、荷受人及び運転者がそれぞれ同一であること。
- (11) その他運搬届の受理に関し疑義を生じた場合は、生活安全企画課に報告し、指示を受けること。

2 運搬の通知

規則第3条第1項後段に規定する「特に必要があると認めるとき」とは、大量の火薬類を運搬する場合等であって、その運搬を行うことにより危険防止上の特別な措置を要する場合をいう。

3 運搬届又は運搬通知を受けたときの措置

- (1) 運搬届又は規則第3条第1項及び第4項の規定による通知（以下「運搬通知」という。）を受けたときにおいて、運搬経路に工事中の道路又は交通量の多い道路等があり危険が予想される場合は、当該運搬経路を変更するよう指導するなど必要な措置を執るものとする。
- (2) 県外から自署管内に到達する運搬通知を受けたときは、原則として安全な場所において、運搬基準に従っているかどうかについて指導取締りを行うこととする。
- (3) 通過地での取締りは、次に掲げる場合を除き、原則として行わないこととする。

ア 大量の火薬類を2台以上の車両を使用して運搬する場合

イ 通過道路の状況、積載等から危険性が認められる場合

4 証明書記載事項の変更等

- (1) 証明書の記載事項の変更について、変更の内容が軽易なものであるとき

は、新規書換えの必要はなく、一部訂正等の簡易な処理によることとする。

- (2) 天候の悪化、災害の発生等証明書の記載事項を変更して火薬類を運搬することがやむを得ないと認められる事情がある場合であって、かつ、山間のへき地等で近くに署がない場合の証明書の記載事項の変更の届出は、運搬証明書を交付した署長に対し、当該運搬証明書及び記載事項変更届をファクシミリにより送付することで行うことができるものとする。
- (3) 運搬中における証明書の記載事項の変更又は紛失等の届出は、本来運搬届を提出した都道府県の公安委員会に行わなければならないが、できる限り速やかに目的地に到着するよう運搬を継続させる観点から便宜的に最寄りの署長に届出を行うことは差し支えないものとする。
- (4) 証明書の記載事項変更届を受理した署長は、関係する都道府県公安委員会に連絡するなど所要の措置を執るものとする。

5 返納された証明書の処理

- (1) 返納された証明書は、他の書類と区別して編冊し、保管するものとする。
- (2) 証明書の返納状況は、交付台帳に明記しておくこととする。

6 運搬届等の処理

運搬届並びに運搬計画表の副本及び証明書の副本は、署で編冊保管するものとするが、この簿冊をもって交付台帳と兼用することができるものとする。

第3 立入検査等関係

1 立入検査等を行う者

- (1) 規則第10条第2号に規定する「地域警察官」は、単に所管区員のみでなく、署及び交番の地域幹部を含むものとする。
- (2) 規則第10条第3号に規定する「職員」は、警察官以外の職員で所属長の報告に基づき本部長が指定するものとする。
- (3) 規則第10条第4号に規定する「指名」とは、立入検査等を行う場合に所属長の責任において、必要の都度個人を指名することをいう。この場合において、当該立入検査等が終了した時点で指名の効力を失うものとする。

2 規則第10条の2第2項の規定による火薬類立入検査等指定職員台帳は、生活安全企画課に備え付けるものとする。

3 立入検査等は、署情に応じて自由な時期に実施して差し支えないが、各火薬類取扱場所に年1回以上行うこととなっているので、署の年間行事計画策定の際は十分配慮するものとする。

4 立入検査等の要領

立入検査等の具体的な要領については、別に定める。

5 措置の要請等

- (1) 規則第16条の規定による措置の要請（以下「措置の要請」という。）に該当する違反態様は、別紙の措置要請及び緊急措置要請対象事案のとおりとする。
- (2) 立入検査実施者は、(1)の違反態様を認知したときは、検挙し、又は応急の措置を執るよう指導した上で直ちに署長に報告するものとする。
- (3) (2)の報告を受けた署長は、報告内容を検討し、措置の要請の必要があると認めたときは、直ちに規程第10条各号に掲げる事項を本部長へ報告するものとする。
- (4) 措置の要請又は(2)の指導をした火薬類取扱場所に対しては、改善状況を確認するため、規則第11条の規定による立入検査等を行い、指導取締りを強化するものとする。
- (5) 措置の要請又は(2)の指導をした場合は、実施票の措置方針欄又は裏面余白にその旨を朱書し、以後の指導取締りの資料とするものとする。

6 意見聴取に対する調査

- (1) 規則第14条に規定する調査（以下「調査」という。）は、火薬類取締法施行令第13条の規定に基づく高知県公安委員会の意見聴取の基準に関する協定に基づき行うものとする。
- (2) 調査結果は、別記第1号様式の火薬類譲渡・譲受・消費に関する調査報告書により本部長に報告するものとする。
- (3) 人に対する調査を行うに当たっては、人権問題を引き起こさないよう配慮するものとする。
- (4) 調査は、いたずらに遅延して申請者に不当な損失を与えないよう、知事からの依頼を受けた後おおむね10日以内に行うものとする。

第4 猟銃用火薬類関係

1 猟銃用火薬類に関する事務

法第17条の規定による譲渡又は譲受け、法第24条の規定による輸入及び法第25条の規定による消費であって、法第50条の2第2項の規定による火薬類製造業者又は販売業者が業務のため行う当該譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項第2号に規定するいわゆる産業用銃砲に関する使用の許可は、公安委員会の許可の対象とはならず、知事の許可を受けなければならないので誤りのないようにすること。

2 無許可譲受票の取扱い

法第17条第1項第3号の規定による無許可で猟銃用火薬類を譲り受けようとする場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 無許可で猟銃用火薬類を譲り受けようとする場合は、原則として「火薬類取締法施行規則第37条第1号の改正に伴う措置について」(昭和40年10月8日40軽局第670号)に定める火薬類無許可譲受票(以下「無許可譲受票」という。)を各地区猟友会において交付することとなっているが、猟友会に加入していない者等で猟友会から無許可譲受票の交付を受けることが困難である者に限り、例外的に署長が無許可譲受票を交付することができる。
- (2) 署長が無許可譲受票を交付するときは、第一種銃猟免許及び狩猟者登録証並びに鳥獣捕獲等許可証(許可を受けた者が法人の場合は、従事者証)を確認し、猟友会で交付を受けることができない理由等を聴取するとともに、関係猟友会に照会して無許可譲受票が交付されていないことを確認して交付すること。

なお、交付に当たっては、狩猟期間終了後速やかに交付した署に当該無許可譲受票の抹消を届け出るよう指導すること。

- (3) 無許可譲受票を交付したときは、別記第2号様式の猟銃用火薬類無許可譲受票交付台帳に登載すること。
- (4) 無許可譲受票の抹消届を受けたときは、当該無許可譲受票に斜線を引くとともに抹消年月日を記載し、公安委員会印を押印するものとする。この場合において、残火薬類を所持しているときは、その数量を調査し、残火薬類について適正な措置を執るよう指導すること。

3 譲受等の許可の基準

- (1) 許可数量の基準は、規則第18条第2項に規定されているが、個々の許可に当たっては、譲受(消費)目的、使用実績等を勘案の上、必要最小限度とする。

なお、銃刀法第5条の4第1項の規定による技能検定(以下「技能検定」という。)を受けようとする者に対する許可にあつてはライフル実包50個以下又は散弾実包50個以下、同法第9条の5第1項の規定による射撃教習(以下「射撃教習」という。)を受けようとする者に対する許可にあつてはライフル実包150個以下又は散弾実包300個以下の範囲で行うものとする。

- (2) 技能検定、射撃教習及び銃刀法第9条の10第1項の規定による射撃練習(以下「射撃練習」という。)を受けようとする場合の譲受け及び消費の許可の有効期間は、技能検定にあつては許可の日から当該検定当日まで、射撃教習にあつては許可の日から当該教習資格認定証の有効期間満了の日と同一の日まで、射撃練習にあつては技能検定合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けて1年を経過しない期間とする。
- (3) 日本ライフル射撃協会若しくは日本クレー射撃協会の会員で国民体育大

会又は国際的規模の射撃競技大会の選手若しくは選手候補者で合宿訓練等のため、規則第18条第2項各号に掲げる基準を超えて許可をする必要があると認めるときは、本部長の指示を受けて許可するものとする。

4 猟銃・空気銃所持許可証につづり込まれている猟銃用火薬類等譲受許可証の取扱い

- (1) 狩猟用の火薬類の譲受許可をするときは、猟銃用火薬類等譲受許可証(以下「譲受許可証」という。)の譲受目的欄に「狩猟」と記載するものとする。
- (2) 譲受許可証を交付するに当たっては、許可の有効期間が満了したとき又は有効期間内に譲受けの目的を達成したとき若しくは譲受けの目的を失ったときは、交付を受けた署へ当該譲受許可証を提出し、許可に係る事項の抹消を届け出るよう指導するものとする。
- (3) 譲受許可証の抹消の届出を受理したときは、当該譲受許可証に斜線を引くとともに、抹消年月日を記載し、公安委員会印を押印の上、猟銃・空気銃所持許可証を返却するものとする。

5 火薬類販売業者に対する指導

火薬類販売業者は、火薬類譲受人(購入者)より無許可譲受票、当該銃砲所持許可証、第一種銃猟免許及び狩猟者登録証並びに鳥獣捕獲等許可証(許可を受けた者が法人の場合は、従事者証)の提示を求め、かつ、譲り受けようとする火薬類が譲受人の銃砲に適合することを確認して譲渡(販売)する義務があるので、火薬類販売業者に対し、当該義務を確実に履行するよう指導するものとする。

6 不許可の場合

猟銃用火薬類等の各許可は署長の専決事項であるが、不許可処分については本部長の専決事項であるので、不許可であると認められるものについては、速やかに本部長に報告しなければならない。

7 手数料の徴収

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け及び輸入の許可申請手数料については、高知県警察手数料徴収条例(平成12年県条例第32号)により徴収することとされているが、猟銃用火薬類の消費許可申請及び猟銃用火薬類等譲受(渡)許可証の再交付の申請については、この限りではない。

8 許可の事務手続

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する許可の事務手続の細部については、別に定める。

9 その他

- (1) 猟銃用火薬類等の輸入、消費等の通知は、申請書の写しを添えて関係署

長に通知するものとする。

- (2) 猟銃用火薬類等の許可の取消しについては、法により聴聞の手続を要しないが、該当がある場合は、文書により報告するものとする。

(別記様式・別紙省略)